

津和野町高齢者等配食サービス事業

★目 的 在宅の要援護老人に対し、配食サービス（お弁当）を提供することにより、在宅の要援護老人等の自立と生活の質の確保を図るとともに、安否の確認を行い、もって在宅福祉の増進に資する。

★対 象 者 ①津和野町内に住所を有する者
②65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯
③ひとり暮らしの重度身体障害者又は心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者で、町長が配食サービスを必要と認めた者

★利 用 料 1食当たり400円
（※ 利用料は1ヶ月分まとめてお支払いいただきます。）

★利用回数 週2回まで

★利用曜日 月曜日、水曜日、木曜日、金曜日
（※ 曜日により配達地区が違いますので、詳細はお問い合わせください。）

★配達時間 午後3時～午後5時

★利用までの流れ

①利用申請書を役場又は社協へ提出



②社協職員が申請理由などを訪問調査



③サービス開始

【お問い合わせ先】

津和野町社会福祉協議会

本所

TEL：74－1617

津和野支所

TEL：72－1494